

暮らしとこころの無料法律相談会

とき 3月1日(水)～7日(火)

ところ 最寄りの地域の法律事務所

相談内容 多重債務、労働問題、離婚、DV、いじめなど、生活や心の悩みに関する相談

予約受付期間 2月20日(月)～24日(金) 午前9時～午後5時(平日のみ)

※予約時に、「暮らしとこころの相談希望」と伝えてください。

※予約受け付け後、地域の担当弁護士から日程調整の連絡があります。

申問青森県弁護士会事務局

☎ 017-777-7285

農業経営収入保険の保険料の一部を補助します

市では、農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険への加入を促進するため、保険料の一部を1農業者につき1回補助します。

補助対象期間 令和5年1月1日から令和8年1月1日までに保険期間が開始する保険

補助金額 1年分の保険料(掛け捨て部分)および付加保険料(事務費)の合計額の2分の1(上限10万円)

申請方法 保険料確定後、対象者に市から申請書を同封した案内文書を送付しますので、申請書を農林畜産課へ提出してください。

※農業経営収入保険への加入には青色申告が必要です。

申問農林畜産課 ☎ 51-6742

2月17日(金)まで!!

申請手続きはお済みですか? 「農作物大雨被害農業者支援事業交付金」

対象 次の①～③の全てを満たす人
①令和4年8月1日以前から市内に住所または本店(主たる事務所)があること

②令和4年中に対象作物を作付していたこと

③令和4年度の市税等の滞納がないこと

対象作物 大豆、ソバ、ナガイモ、ゴボウ、ネギ、ダイコン、キャベツ、ニンジン(自家消費用は対象外)

交付金額 作物に応じて10a当たり1,500～28,900円

申請に必要なもの

ア 転作交付金で確認済みの作物、面積だけで申請する場合

申請者名義の通帳、はんこ(個人の場合は認め印可、法人・営農組合の場合は代表者印)

イ 畑などの転作交付金の対象外の農地を含めて申請する場合

アに加えて、栽培日誌、出荷伝票の写し

※必要に応じて追加で書類提出を求める場合があります。

※詳しくはお問い合わせください。

申問農林畜産課 ☎ 51-6741

2月～3月定期労働相談会

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題(解雇・賃金引下げ・長時間労働・パワハラなど)について、県青森県労働委員会委員が相談に応じます。

とき	ところ
2月7日(火)	13:30～15:30
2月19日(日)	10:00～12:00
3月7日(火)	13:30～15:30
3月19日(日)	10:00～12:00

対象 県内の労働者・事業主

申問青森県労働委員会事務局 ☎ 017-734-9832

国民年金保険料の納付には「前納制度」をご利用ください

申問市民課 ☎ 51-6753

八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742

国民年金保険料をまとめて前払いすると割引になる「前納制度」があります。また、口座振替で前納すると、現金やクレジットカードでの納付よりも割引額が多く、納め忘れもなく便利です。

▶申請場所 各金融機関、八戸年金事務所、市民課

▶申請に必要な書類 本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)、マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるもの、通帳と届け出印(口座振替で納付する人のみ)、クレジットカード(クレジットカードで納付する人のみ)

※代理人(申請者と別世帯の人)が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

【前納制度の振替日と申込期限】

※令和4年度の割引額です。保険料は1カ月16,590円です。

	当月末(早割)		6カ月前納		1年前納		2年前納	
	保険料	割引額	保険料	割引額	保険料	割引額	保険料	割引額
納付書	なし		98,730円	810円	195,550円	3,530円	382,780円	14,540円
クレジットカード	なし		98,730円	810円	195,550円	3,530円	382,780円	14,540円
口座振替	16,540円	50円	98,410円	1,130円	194,910円	4,170円	381,530円	15,790円
申込期限 (クレジットカード・口座振替)	随時提出可能		上期: 2月末日 下期: 8月末日		2月末日			
引き落とし日 (クレジットカード・口座振替)	毎月末日		上期: 4月末日 下期: 10月末日		4月末日			